

報告（３）地域自治について

- ・資料１ 支所の業務、組織、権限、予算及び地域委員会（仮称）について
- ・資料２ 地域自治イメージ図（案）
- ・資料３ 事務事業の区分の考え方

支所の業務、組織、権限、予算及び地域委員会（仮称）について

1 支所の設置

長岡市以外の旧市町村単位に支所を設置する。

2 支所、本庁の業務

（１）支所の業務

住民サービス

地域固有業務（地域振興業務）

対象業務は別途決定（毎年度見直しを行う。）

（２）本庁の業務

市全体に係る施策の企画立案

管理部門

支所で処理することが適当でない機能

支所間の総合調整

3 支所の組織

（１）支所には、住民サービスを行う部門と、地域固有業務を行う地域振興部門を置く。

（２）地域振興部門には、各支所の業務の実情に合わせて、地域産業、地域福祉、地域除雪、地域コミュニティ等のセクションを置く。

4 支所の権限

支所長は、地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。

5 支所の予算

当該地域の事業実施に必要な予算を有する。

6 地域委員会（仮称）

（１）長岡市以外の旧市町村単位に、地域委員会（仮称）を設置する。

（２）地域委員会（仮称）の組織、任務、委員、任期等は、地域の実情を考慮し、別に定める。

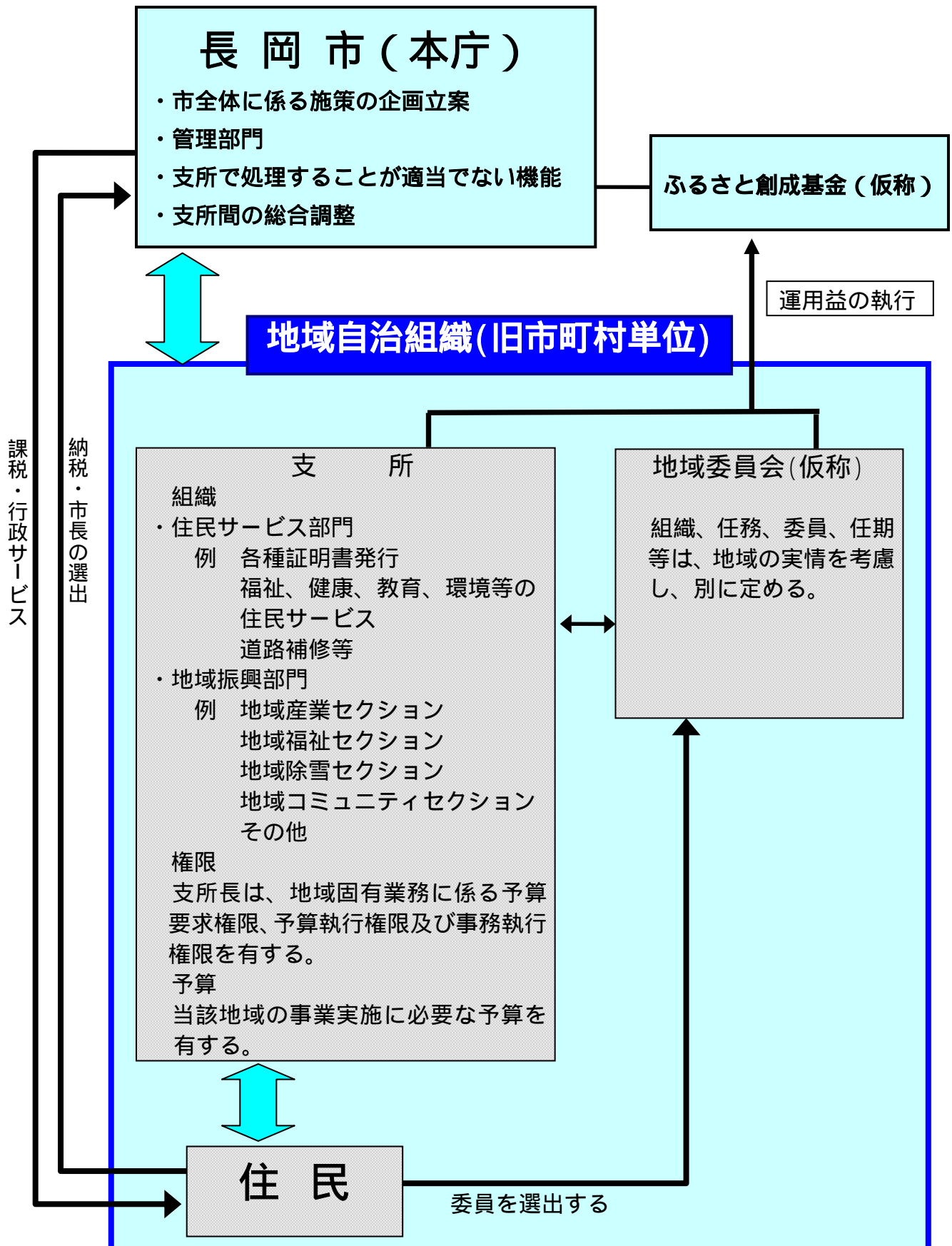
（３）地域委員会（仮称）は、新市の一体性の確保の進捗状況や情勢の変化などに応じて見直しを行う。

7 その他

地域振興や新市の一体感の醸成を行うため、合併特例法に基づく地域振興基金の造成を行う。

基金から生ずる運用益については、地域ごとに執行分を有することとし、各地域の裁量で執行できるものとする。

地域自治イメージ図（案）



事務事業の区分の考え方

